

令和2年9月2日

各障害福祉サービス事業者等
代表者 様

水戸市長 高橋 靖

障害福祉サービス等事業所に係る総量規制の実施について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」といいます。）に定める障害福祉サービス及び障害者支援施設並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める障害児通所支援（以下「障害福祉サービス等」といいます。）については、下記のとおり、**総量規制（定員増をとまなう事業所の指定をしないこと）を実施します。**

記

1 総量規制の目的

障害福祉サービス等の適正な量を確保し、質の高いサービスを利用者に提供するため。

2 総量規制を実施する障害福祉サービス等の種別

次に示す障害福祉サービス等は6に示すとおり、5に示す基準に達しているため、総量規制を実施します。なお、就労継続支援A型は以下の基準に達していますが、雇用契約に基づく就労により、障害者の経済的自立の促進が期待できるため、総量規制の対象外とします。

- (1) 生活介護
- (2) 就労継続支援B型
- (3) 障害者支援施設
- (4) 児童発達支援

3 総量規制の実施開始日

令和2年10月1日以降の申請は総量規制の対象とします。ただし、令和2年9月末日までに事業計画書を市に提出し、指定の事前協議を行っている場合に限り、令和2年10月1日以降の申請であっても、総量規制の対象とはいたしません。

4 総量規制の例外的な取り扱い

次に示す場合に限り、例外的に総量規制を適用しません。

- ア 障害者支援施設において施設入所支援と生活介護を一体的に提供することにより、障害者支援施設の入所待機者の解消に資する場合
- イ 行動障害がある障害児者や医療的ケアを要する障害児者（重症心身障害児者を含む）を支援の対象とするサービスを提供しようとする場合

5 総量規制を実施する際の基準

8に示す根拠法令には「障害福祉サービス等の種別ごとのサービス量（定員数）が、障害福祉計画・障害児福祉計画に示す必要な量（計画値）に達しているか、または必要な量を超過することが認められるときなどに総量規制が実施できる」旨が定められていますが、本市では、利用者の選択に資するよう、定員数には一定の余裕が必要であると考えます。

このため、次の基準に達した場合に、総量規制を実施するものいたします。

総量規制の実施基準：定員数 > (計画値と実績値のいずれか多い方の値) × 1.3

6 法令で総量規制の規定のある障害福祉サービス等の現状（2020年3月末現在）

種別	市内の事業所		2020年度 計画値 【実績値】 (人)	左欄のいずれ か多い方の値 ×1.3	
	箇所数	定員 (人)			
生活介護	34	1,337	737 【740】	962	
内訳	障害者支援施設において 施設入所支援と一体的に 実施するもの	6	722	274 【279】	363
	上段以外	28	605	463 【461】	602
就労継続支援A型	15	236	134 【183】	238	
就労継続支援B型	60	1,069	526 【632】	822	
障害者支援施設	6	722	274 【279】	363	
児童発達支援	23	265	131 【173】	225	
放課後等デイサービス	49	498	492 【560】	728	

7 総量規制の解除について

総量規制を実施している障害福祉サービス等を新たに整備する必要がある場合には、障害福祉計画・障害児福祉計画にその量を示します。なお、実績値が計画値を上回る場合には、別にその量を示します。

新たに整備する事業所については、指定を希望する事業者を公募し、市が定める指標に基づいて選定した場合に限り指定します。事業者の公募の有無などについては、市のホームページ等にてお知らせします。

8 根拠法令（別紙参照）

- (1) 障害者総合支援法第36条第5項及び第38条第2項
- (2) 児童福祉法第21条の5の15第5項

問い合わせ
水戸市障害福祉課（指定事務担当）
電話：029-350-8084

○障害者総合支援法

(指定障害福祉サービス事業者の指定)

第 36 条 (中略)

2 就労継続支援その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービス (以下この条及び次条第 1 項において「特定障害福祉サービス」という。)に係る第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、当該特定障害福祉サービスの量を定めてするものとする。

(中略)

5 都道府県知事は、特定障害福祉サービスにつき、第 1 項の申請があった場合において、当該都道府県又は当該申請に係るサービス事業所の所在地を含む区域 (第 89 条第 2 項第 2 号の規定により都道府県が定める区域をいう。)における当該申請に係る種類ごとの指定障害福祉サービスの量が、同条第 1 項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定障害福祉サービスの必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第 29 条第 1 項の指定をしないことができる。

※ 第 36 条第 5 項の規定は、地方自治法施行令第 174 条の 49 の 12 (中核市の特例) を適用し、中核市である水戸市に関する規定として読み替えます。

○障害者総合支援法施行規則

(法第 36 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス)

第 34 条の 20 法第 36 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス (第 34 条の 22 において「特定障害福祉サービス」という。)は、生活介護、就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型とする。

○障害者総合支援法

(指定障害者支援施設の指定)

第 38 条 (中略)

2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、当該都道府県における当該申請に係る指定障害者支援施設の入所定員の総数が、第 89 条第 1 項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県の当該障害者支援施設の必要入所定員数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第 29 条第 1 項の指定をしないことができる。

※ 第 38 条第 2 項の規定は、地方自治法施行令第 174 条の 49 の 12 (中核市の特例) を適用し、中核市である水戸市に関する規定として読み替えます。

○児童福祉法

(指定障害児通所支援事業者の指定)

第 21 条の 5 の 15 (中略)

2 放課後等デイサービスその他の厚生労働省令で定める障害児通所支援 (以下この項及び第 5 項並びに第 21 条の 5 の 20 第 1 項において「特定障害児通所支援」という。)に係る第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定は、当該特定障害児通所支援の量を定めてするものとする。

(中略)

5 都道府県知事は、特定障害児通所支援につき、第 1 項の申請があった場合において、当該都道府県又は当該申請に係る障害児通所支援事業所の所在地を含む区域 (第 33 条の 22 第 2 項第 2 号の規定により都道府県が定める区域をいう。)における当該申請に係る種類ごとの指定障害児通所支援の量が、同条第 1 項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害児福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定障害児通所支援の必要な量に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定をしないことができる。

※ 第 21 条の 5 の 15 第 5 項の規定は、地方自治法施行令第 174 条の 49 の 2 (中核市の特例) を適用し、中核市である水戸市に関する規定として読み替えます。

○児童福祉法施行規則

(法第 21 条の 5 の 15 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める障害児通所支援)

第 18 条の 30 の 2 法第 21 条の 5 の 15 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める障害児通所支援は、児童発達支援及び放課後等デイサービスとする。